

公費解体を申請中の方へ

令和7年1月以降、能登半島地震により破損した
家財道具を無料で自己搬入することができます。

※事前に申請が必要です。

※申請後 1 週間程度で郵送される免除承諾書を処理施設に持
参してください。

1. 申請書類

- ・一般廃棄物処理手数料免除申請書
- ・申請物品の一覧表、写真（対象物に印を付けるなどしてください）のどちらか
- ・公費解体の受付書類の写し（公費解体申請受付チェックシート、公費解体決定通知書のどちらか）

2. 申請方法

1. の申請書類一式を窓口を持参もしくは郵送にて提出してください。

〔提出窓口〕

- 廃棄物対策課（市役所本庁舎2階）
- 各区役所（中央区は窓口サービス課生活環境係、南区は区民生活課生活環境担当、その他の区は区民生活課生活環境係）
- 各出張所

〔郵送先住所〕

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1 新潟市環境部廃棄物対策課 業務係

3. 申請・搬入期限

被災家屋の公費解体完了までとします。

〔裏面につづきます〕

4. 自己搬入の方法

申請後、概ね1週間程度で「一般廃棄物処理手数料免除承諾書（以下、承諾書）」を郵送します。これを持参のうえ、処理施設に搬入してください。

処理施設は、被災された場所や搬入物に応じて、指定させていただきます。

承諾書に記載された処理施設、期間を守ってください。

5. 無料の対象となるもの

能登半島地震により破損した家財道具（対象は別紙参照）

※破損していない家財道具は対象となりません。

6. 受け入れできないもの

- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、乾燥機）
- ・パソコン
- ・危険物、処理困難物（車やバイクのバッテリー、タイヤ、消火器、灯油、農薬、劇薬など）
- ・産業廃棄物、事業系一般廃棄物（事業活動で発生したもの）

7. 注意事項

- ・承諾された廃棄物以外は通常のごみ処理手数料（10kg60円）が必要です。
- ・申請後、承諾書が発行されるまでは無料で搬入できません。
- ・承諾書で指定された施設以外へは無料で搬入できません。
- ・ご自身で運搬されるもの以外は無料で搬入できません。

8. 問い合わせ先

- ・処理手数料減免について：廃棄物対策課 025-226-1403
- ・搬入施設について：循環社会推進課 025-226-1431